

世田谷区立保育園保育業務における労働者派遣契約プロポーザル実施要領

1 契約の概要

(1) 契約予定件名

世田谷区立保育園保育業務における労働者派遣（単価契約）

(2) 目的

昨今、正規保育士の産・育休者等が増加傾向にあるため、労働者派遣により必要な資格や技量を有し、かつ正規職員と同等の日数が勤務可能な人材を確保し、保育業務の円滑化を図る。

(3) 契約内容

世田谷区立保育園における保育業務の従事者の派遣

【派遣労働者の業務内容】

- ①クラス担任、もしくはクラス担任補助業務。
 - ②日案・週案・月案、及びその他の書類の作成をすること。
 - ③職員会議に参加すること。
 - ④園・クラス便りを作成すること。
 - ⑤行事準備、行事担当補佐。
 - ⑥区主催研修に参加すること。
 - ⑦その他指揮命令者の指定する業務。
- ※派遣先での被服貸与なし。派遣労働者の被服は派遣元が用意すること。

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 提案限度額

1 事業者あたり16,900万円（消費税・地方消費税込）未満

ただし、区と協議のうえ28人を超えて派遣する場合は1名あたり7,147,980円（消費税・地方消費税込）まで提案限度額を上乗せできるものとする。
労働報酬下限額対象予定案件

3 プロポーザル方式を採用する具体的な理由

区立保育園の保育業務においては、配慮が必要な園児への対応、給食・間食提供時のアレルギー対応、園児のケガや災害発生時等緊急時の対応等、指揮命令者の指示を正確に理解し、的確な作業が必要である。従事者の派遣を受けるにあたっては、区の要求水準を満たした技術を有する必要数の労働者を確実に派遣できる安定した能力が派遣元の事業者求められる、事業者の能力によって本件事業の目的の達成に大きな差が生じることから、事業者の実績及び能力等により比較審査して選定できるプロポーザル方式を採用する必要がある。

4 参加資格要件

本件の参加者は、次に掲げる資格を満たしている単体の法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であること。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること、または当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。なお、当該資格を有しない場合は、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。
 - ①履歴事項全部証明書
 - ②税務署が発行する納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）
 - ③提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書（営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可）
 - ④財務諸表（過去 2 年間）
- (3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。なお、滞納がないことが確認できる、下記の書類を提出すること。
 - ・税務所が発行する納税証明書
- (5) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和 60 年法律第 88 号）に基づく厚生労働大臣による一般労働者派遣事業許可を得ている事業者であること。
- (6) 「世田谷区立保育園保育業務労働者派遣事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

5 手続き、説明書の交付期間及び場所

(1) 担当部署

担当課：世田谷区子ども・若者部保育課 担当：武末

住所：〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27

世田谷区役所第 2 庁舎 2 階 22 番窓口

電話：03-6453-4912 FAX：03-6453-4856

(2) 説明書の交付期間及び場所

交付期間：令和 7 年 9 月 5 日（金）～令和 7 年 9 月 18 日（木）

午後 5 時まで（土・日曜、祝祭日を除く）

交付場所：区ホームページよりダウンロード可

(3) 参加表明書の提出期限及び場所

提出期限：令和 7 年 9 月 18 日（木）午後 5 時まで（必着）

提出場所：上記（1）窓口へ持参または郵送

※郵送による提出の場合、到着確認の連絡を必ず行うこと。

(4) 提案書の提出期限及び提出場所

提出期限：令和7年10月23日（木）午後5時まで（必着）

提出場所：上記（1）窓口へ持参

なお、後日メールにて提案書及び見積書のデータを区に提出すること。

※電子メールアドレスは参加資格要件を満たしていること確認できた後、個別通知する。

6 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

7 提案書に求める内容

別紙「世田谷区立保育園保育業務における労働者派遣提案要求説明書」のとおり。

8 提案書を特定するための評価基準

別紙「世田谷区立保育園保育業務における労働者派遣提案要求説明書」のとおり。

9 提案書の審査方法（審査員の構成等）

(1) 世田谷区立保育園保育業務労働者派遣事業者選定委員会の構成

委員長 松本 幸夫（子ども・若者部長）

委員 北川 俊彦（子ども・若者部保育課長）

小林 清美（子ども・若者部保育課副参事）

(2) 審査方法

審査においては、上記8の評価基準に基づき審査員が提案書等を評価した採点結果により、1事業者を契約候補者として選定する。

10 決定通知

審査結果は、令和7年11月21日（金）に文書にて通知する。

11 プロポーザル実施日程

9月5日（金） 公募開始

9月18日（木） 参加表明書提出期限（午後5時まで）

10月9日（木） 質問提出期限（午後5時まで）

10月23日（木） 提案書提出期限（午後5時まで）

11月14日（金） 審査、事業者ヒアリング

11月21日（金） 事業者あて結果通知発送

12月中旬 契約締結に向けた協議

1 2 その他

- ・手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- ・契約保証金 免除
- ・契約書作成の要否 要
- ・当該契約に直接関連する他の契約を当該契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- ・本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- ・関連情報を入手するための照会窓口 「5 (1)」に同じ
- ・提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- ・参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、区では一切負担しない。
- ・提出された参加表明書及び提案書は返還しない。
- ・提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することがある。
- ・区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- ・提案書の提出後に4の資格要件に該当しないこととなった者、及び提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。
- ・本件に関して区から受領した書類は、区の事前承諾なしに本件の提案書作成以外の目的に使用してはならない。
- ・本案件は、提案限度額を「16,900万円（消費税・地方消費税込）未満としている。ただし、区と協議のうえ28人を超えて派遣する場合は1名あたり7,147,980円（消費税・地方消費税込）まで提案限度額を上乗せできるものとする。区との契約では単年度で予定価格2,000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。
- ・本案件は、令和8年度契約の準備行為であり、予算配当がない場合は契約できない。